

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2000.4 No.42

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633

登記・法律問題など、
お困りのことがございましたら、お気軽にご
相談ください。



法改正の動向

司法書士 丹羽正夫



一 はじめに
近時、多くの法
制度改正がなされて
います。ところが、
民事・商事・手続法・
生活関連法にわたり、
施行日を基準に、す

べての動向が容易にわかる情報媒体は、ほと
んど見当たりません。また、目の前の生活・
仕事に埋没している間に、すでに施行されも
しくは施行日が迫っていることがあります。

二 民事・生活関係(括弧内は施行日)

- ① 特定調停法(2・17)
多重債務者等のため、債務弁済協定調停の
機能充実強化。民事執行手続の停止可。
- ② 定期借家(3・1)
契約期間の満了により、借家契約が確定的
に終了。既存の契約には原則として不適用
(ただし、居住用と事業用は別の取扱い)
- ③ 良質な賃貸住宅等の供給促進(3・1)
国及び地方公共団体は、必要な措置を講じ
る。住宅の性能表示制度の普及に努める。
- ④ 成年後見制度(4・1)
禁治産↓後見、準禁治産↓保佐制度に変更
判断能力不十分な者↓補助制度(新設)
戸籍に記載する制度廃止↓成年後見登記
補助人の同意を得ない被補助人の行為は、

- 取り消し得べき行為となる。
- ⑤ 任意的後見契約(4・1)
公正証書による。任意後見監督人を裁判所
で選任した時から効力発生。
- ⑥ 遺言の方式改正(1・8)
手話通訳、筆談による公正証書遺言可。
- ⑦ 介護保険法(4・1)
- ⑧ 組織的犯罪の処罰・収益の規制(2・1)
疑わしい取引の届出↑金融機関等の義務
- ⑨ 出資法・利息制限法の改正(6・1)
貸金業者の貸付金利の上限 年二九・二

%
利息制限法の損害金の予定の上限↓法定利
息の上限の一・四六倍

三 商事・事業関係

- ① 株式の交換・移転の制度(平11・10・1)
親会社と関係会社を円滑に創設するための手続
親会社の株主に対する、子会社の業務内容
の開示の充実
- ② 金銭債権等につき時価評価を可能する措置
(平12・4・1以降開始の事業年度)
- ③ 民事再生法(平12・4・1)
新しい再建型倒産処理手続、和議法廃止。
破産原因なくとも手続開始可、取下げの制
限、担保権実行中止可、個人申立可。
- ④ 中小企業基本法改正(平11・12・22)
成長発展に資する施策充実、対象拡大